

少年鑑別所のしおり



法務省矯正局

少年鑑別所とは

■ 成り立ち

昭和24年の少年法及び少年院法の施行により発足し、平成27年施行の少年鑑別所法(平成26年法律第59号)に基づき業務を行っています。

各都道府県庁所在地など、全国で52か所に設置されています。

■ 設置目的と業務の概要

少年鑑別所は、①家庭裁判所等の求めに応じ、鑑別を行うこと、②観護の措置の決定が執られて収容している者等に対して、観護処遇を行うこと、③地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行うことを目的とする、法務省所管の施設です。

● 鑑別

鑑別は、医学、心理学、教育学、社会学などの専門的知識及び技術に基づき、対象者の非行又は犯罪に影響を及ぼした資質上及び環境上問題となる事情を明らかにした上で、その事情の改善に寄与するため、処遇に資する適切な指針を示すことを目的として実施します。

● 観護処遇

観護処遇とは、少年鑑別所に収容している者に対する取扱いの全て(鑑別を除く。)をいいます。観護処遇に当たっては、情操の保護に配慮するとともに、特性に応じた適切な働き掛けを行うことによって、その健全な育成に努めています。

● 地域援助

「法務少年支援センター」として、非行・犯罪の防止に関する専門的な知識や技術を幅広く活用して、一般の方々や関係機関・団体からの依頼に応じ、地域社会における非行及び犯罪の防止に向けた様々な活動を行っています。

■ 少年鑑別所視察委員会

少年鑑別所には少年鑑別所視察委員会が置かれています。

社会一般の方からの意見を聞き、それを少年鑑別所の運営の向上に役立てることを目的とするものです。施設運営の透明性を確保し、社会に開かれた少年鑑別所の運営を目指すものでもあります。

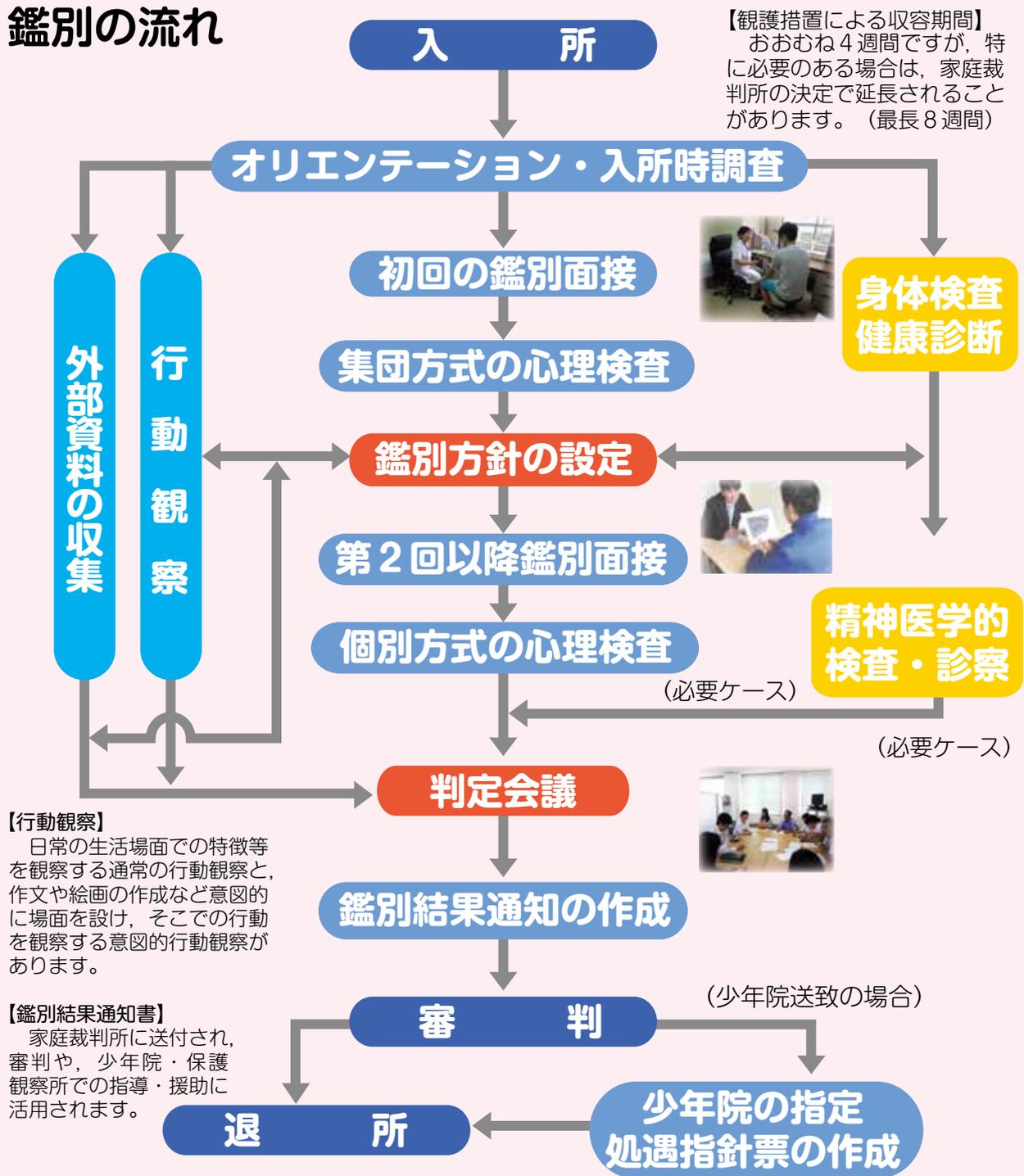


鑑別とは

■ 家庭裁判所の求めにより、観護の措置が執られて収容した者に対して行われる鑑別（収容審判鑑別）の流れは下図のとおりです。

このほか、家庭裁判所からの求めにより、少年鑑別所に対象者を収容せずに行う鑑別（在宅審判鑑別）、少年院、保護観察所、児童自立支援施設・児童養護施設、刑事施設等からの依頼に応じて、保護処分の執行等に資するための鑑別（処遇鑑別）を実施しています。

鑑別の流れ



観護処遇とは

在所者の一日

■ 観護の措置が執られて収容された少年の一日の過ごし方（例）です。落ち着いた気持ちで審判を受けることができるよう、規則正しい生活を送ります。

■ 少年鑑別所では、少年の健全な育成への配慮として、その自主性を尊重しつつ、健全な社会生活を営むために必要な基本的な生活習慣等に関する助言・指導を行っています。

また、少年の情操を豊かにし、健全な社会生活を営むための知識及び能力を向上させることができるよう、学習を支援したり、読書、講話、季節の行事等の機会を設けたりしています。

一日の過ごし方（例）

運動

グラウンドなどで運動をします。

診察

入所したときは、速やかに健康診断を行います。疾病や傷害に応じ、外部の病院で専門的な治療を受けます。



日記

一日を振り返り、文章にすることで、気持ちを整理します。

7:00 起床・洗面

7:30 朝食・点呼

9:00 運動

10:00 面接・心理検査

12:00 昼食

14:30 面会

健全な育成のための支援

13:00 学習支援
講話

面会

保護者、付添人その他学校教諭など、必要と認められる方との面会ができます。



15:30 診察
入浴

17:00 夕食・点呼

18:00 日記記入
自由時間



図書貸出

幅広いジャンルの図書を取り揃えています。

21:00 就寝

学習支援

希望により、教科等の学習支援を行います。

講話

「就労の心構え」、
「性と命の大切さ」
などの講話を行うこともあります。

助言・相談

一人一人に担任教官がつき、個別に対応します。



※イラストは、民間の協力者から提供いただきました。

地域とともに

■ 少年鑑別所は「法務少年支援センター」として、非行・犯罪に関する問題や、思春期の子どもたちの行動理解等に関する知識・ノウハウを活用して、次のような御依頼に対応しています。

相談をされた方や内容についての秘密は守られますので、安心してお気軽に御利用ください。

● 一般の方からの相談

非行、犯罪行為、親子関係、職場や学校などでのトラブル、交友関係の悩みなどについて、御本人や御家族などからの相談に応じています。

● 心理検査等の実施

性格検査や適性検査など、様々な心理検査の中から相談内容に合わせて適当なものを実施しています。

● 研修会、講演会などへの講師派遣

学校、各種機関・団体の主催する研修会、講演会などで、非行や子育ての問題についての説明、青少年に対する教育・指導方法についてのコンサルテーションなどを行います。

● 法教育の実施

児童や生徒などに対して、少年事件の手続の流れ、薬物乱用防止などについて分かりやすく説明します。

● 受付

直接、法務少年支援センターの窓口にお越しいただくか、お電話での相談も受け付けています。（メールでの相談受付を行っている法務少年支援センターもあります。）

また、相談日時の予約も受け付けています。

● 相談料

相談は無料です。



中学校での講演の様子



専用の相談室



このシンボルマークは、少年鑑別所が「地域とともに、子どもたちの未来、可能性を育てていく」という意味を含めたもので、芽を育て、花ひらくために、いろいろな要素を注ぐということをイメージして、7色のしずくを降らせています。キャッチフレーズは、少年鑑別所が、地域とつながり、連携を深めていくとともに、専門的な知見をもって、地域社会に貢献しようとする姿勢を示しています。

少年鑑別所 Q & A

Q 少年鑑別所でも少年の教育を行っているのですか。

A 少年鑑別所は、少年院とは異なり、少年を教育する施設ではありませんが、少年の健全育成への配慮として、生活態度に対して助言・指導を行ったり、希望する少年に対しては、学習等の機会の提供などを行ったりしています。

Q 食事は少年鑑別所で用意しているのですか。

A 毎日の食事は、少年鑑別所で用意します。成長発達期にある少年たちのため、栄養のバランスが取れた献立となるよう工夫しています。

Q 少年鑑別所の見学はできますか。

A 少年鑑別所の役割や、少年保護手続の流れなどについて理解を深めていただくため、参観をお受けしています。最寄りの少年鑑別所にお問い合わせください。

少年鑑別所で働く職員

～非行・犯罪臨床の専門家として～

● 法務技官（心理）

少年に対して、面接や各種心理検査を行い、知能や性格等の資質上の特徴、非行に至った原因、今後の処遇上の指針を明らかにします。

また、審判決定により、少年院に送致された少年や保護観察処分になった少年にも、専門的なアセスメント機能をもって継続的に関与します。

● 法務教官

少年に対して、心情の安定を図りつつ、面接や行動観察を実施し、法務技官（心理）と協力して、少年の問題性やその改善の可能性を科学的に探り、家庭裁判所の審判や少年院・保護観察所等における指導に活用される資料を提供します。

※資格・採用情報の詳細については、法務省ホームページをご確認ください。

(http://www.moj.go.jp/shikaku_saiyo_index.html)



● 法務省人間科学系インターンシップ ●

少年院や少年鑑別所では、人間科学（心理、教育、福祉、社会）を専攻している大学生・大学院生を対象に、インターンシップを実施しています。詳細はホームページをご覧ください！



全国の少年鑑別所

札幌少年鑑別所	☎ 011-784-7441
函館少年鑑別所	☎ 0138-51-5652
旭川少年鑑別所	☎ 0166-31-5468
釧路少年鑑別所	☎ 0154-41-5808
青森少年鑑別所	☎ 017-776-5118
盛岡少年鑑別所	☎ 019-647-2206
仙台少年鑑別所	☎ 022-286-2311
秋田少年鑑別所	☎ 018-862-3771
山形少年鑑別所	☎ 023-642-3444
福島少年鑑別所	☎ 024-557-6561
水戸少年鑑別所	☎ 029-251-3038
宇都宮少年鑑別所	☎ 028-648-5062
前橋少年鑑別所	☎ 027-233-3183
さいたま少年鑑別所	☎ 048-864-5858
千葉少年鑑別所	☎ 043-253-7741
東京少年鑑別所	☎ 03-3931-1141
八王子少年鑑別所	☎ 042-625-9141
横浜少年鑑別所	☎ 045-841-2525
新潟少年鑑別所	☎ 025-266-2442
甲府少年鑑別所	☎ 055-241-1881
長野少年鑑別所	☎ 026-232-6144
静岡少年鑑別所	☎ 054-281-3208
富山少年鑑別所	☎ 076-429-4884
金沢少年鑑別所	☎ 076-231-1603
福井少年鑑別所	☎ 0776-25-5036
岐阜少年鑑別所	☎ 058-231-5040

名古屋少年鑑別所	☎ 052-721-8432
津少年鑑別所	☎ 059-228-3556
大津少年鑑別所	☎ 077-537-1011
京都少年鑑別所	☎ 075-751-7111
大阪少年鑑別所	☎ 072-233-3326
神戸少年鑑別所	☎ 078-351-0761
奈良少年鑑別所	☎ 0742-22-4829
和歌山少年鑑別所	☎ 073-425-5369
鳥取少年鑑別所	☎ 0857-23-4441
松江少年鑑別所	☎ 0852-21-3154
岡山少年鑑別所	☎ 086-281-1171
広島少年鑑別所	☎ 082-244-3388
山口少年鑑別所	☎ 083-922-6518
徳島少年鑑別所	☎ 088-652-5606
高松少年鑑別所	☎ 087-834-1770
松山少年鑑別所	☎ 089-952-2841
高知少年鑑別所	☎ 088-872-9283
福岡少年鑑別所	☎ 092-541-7934
小倉少年鑑別支所	☎ 093-965-1112
佐賀少年鑑別所	☎ 0952-26-2281
長崎少年鑑別所	☎ 095-846-5600
熊本少年鑑別所	☎ 096-325-4131
大分少年鑑別所	☎ 097-534-7576
宮崎少年鑑別所	☎ 0985-27-5566
鹿児島少年鑑別所	☎ 099-254-3347
那覇少年鑑別所	☎ 098-862-4606

※ 法務少年支援センターについては、
法務省ホームページもぜひご覧ください。
http://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei_k06-1.html

【全国共通相談ダイヤル】
0570-085-085
※最寄りの法務少年支援センターに
つながります。
(ナビダイヤル使用につき、定額プランの携帯電話でも別途料金が発生します。)